

第3章 計画策定の体制・進行管理

(1) 計画策定の体制

計画策定においては、行政や市民、NPO団体などをはじめ、市の付属機関である新潟市緑化審議会からの意見や提言を勘案しながらみどりの基本計画の策定を行ないます。

1) 新潟市緑化審議会

新潟市緑化審議会は、新潟市付属機関設置条例に規定する機関であり、学識経験者、一般市民、関係行政機関職員で構成される付属機関であり、本市における緑化の推進に関し必要な事項を調査・審議します。

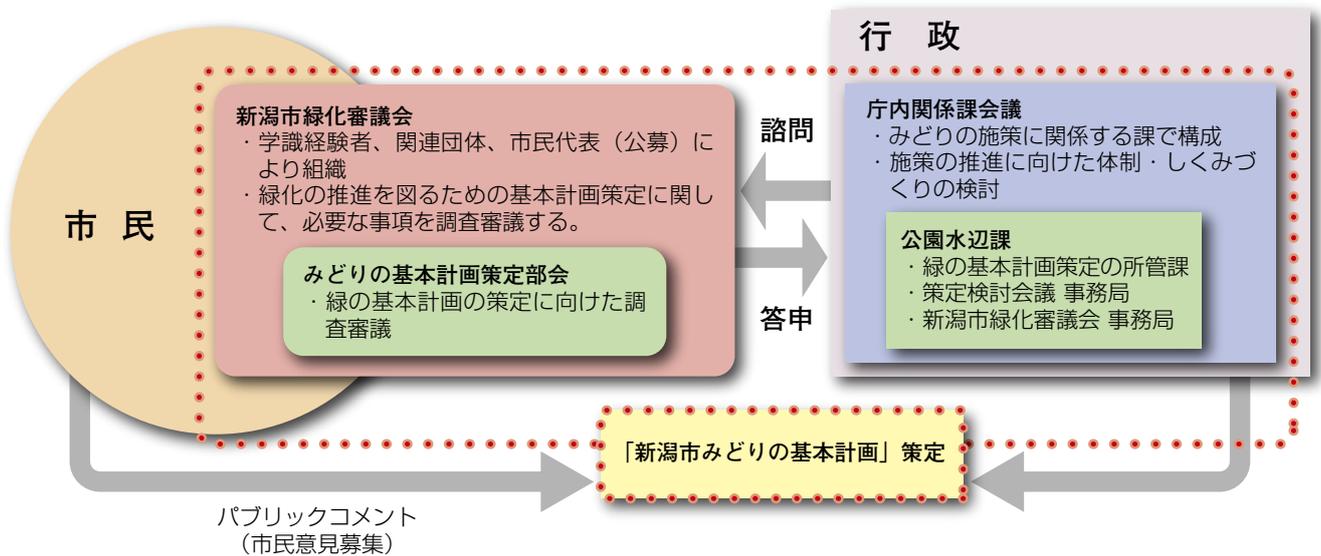
2) 行政（庁内関係課会議）

緑地の保全・創出、及び緑化の推進を目的とする事業を所管する課で構成される会議であり、みどりに関しての庁内組織の横断的かつ総合的な調整を行ないます。

3) 市民（パブリックコメント）

計画を立案する過程で、案の趣旨、内容等を市民の皆様に公表し、お寄せいただいた意見を考慮して策定するための手続きです。

市の政策形成過程における透明性及び公正性の充実を図り、市民の市政への参加の機会を確保することを目的としています。



(2) 進行管理の体制

1) 進行管理の考え方

本計画が目指す将来像の実現に向けて、計画(P l a n)、実行(D o)、把握・評価(C h e c k)、改善(A c t)の視点を基本として進行管理を行ないます。

2) 実施状況の評価のしくみ

① 緑化推進のための各計画の作成 (P l a n)

みどりの基本計画に基づき、「公共空間でのみどりの創出」「民間の緑地の保全・緑化の推進」「協働によるみどりの維持管理」について、各施策のしくみ作りや計画を作成していきます。

② 施策の実行 (D o)

「みどりの施策」(緑の保全と活用のための施策、緑の創出のための施策、緑化の推進のための施策)の各個別・具体の事業を進めます。

③ 取組み状況の把握・評価・公表 (C h e c k)

みどりの施策及び、各数値目標の達成状況を3年に一度把握し評価します。これらの達成状況については、ホームページ等を通じて数値等を公表し、市民が計画の進捗状況を把握できるようにします。

また、評価については、新潟市緑化審議会に事業の進捗を報告し、意見、助言等を受けるほか、ホームページや市民満足度調査など、市民の皆様の意見も広く聴き、みどりのまちづくりに対する評価の参考とします。

④ 改善 (A c t)

評価に対し、新潟市緑化審議会からの意見、助言や、市民の評価を参考とし、庁内関係課会議や新潟市緑化審議会を通じて、緑化推進のための具体的な取組みを再度検討し、必要に応じて計画の改善を行ないます。

《P D C Aサイクルの確立》

